

高医発第137号
2高健対第978号
令和2年10月6日

医療機関管理者 各位

一般社団法人 高知県医師会会長
岡 林 弘 毅
(公印省略)
新型コロナウイルス感染症医療調整本部長
(健康政策部長)
鎌 倉 昭 浩
(公印省略)

新型コロナウイルスに係る検査協力医療機関に関するQ&A(その2)について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策にご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、7月29日から県内の医療機関に幅広く検査協力医療機関への参加をお願いしてまいりましたが、10月5日現在、県内の検査協力医療機関は、23市町村119医療機関となっています。

先般、8月31日付けで、新型コロナウイルスに係る検査協力医療機関の契約締結に関するQ&Aを発出しましたが、この度、お問い合わせの多い内容をQ&A(その2)として、別添のとおり作成いたしましたので参考としていただきますようお願いいたします。

今後、季節性インフルエンザとの同時流行の可能性を踏まえると、できるだけ身近なかかりつけの医療機関で、ワンストップで診察と検体採取ができる態勢をさらに確保することが重要です。多くの医療機関に検査協力医療機関としてご参加いただきますようお願いいたします。

なお、検査協力医療機関の契約締結に関することやQ&A、各種様式等は、高知県健康対策課のホームページに掲載していますのでご確認、ご活用ください。

問い合わせ先

高知県健康政策部健康対策課

TEL : 088-823-9677

E-mail : kansensyou@ken.pref.kochi.lg.jp

検査協力医療機関について（Q&A その2）

※前回のQ&Aからの連番の為、Q&A その2は問9からになります。

問9 検査協力医療機関として県・高知市と契約を締結するため、県医師会に集合契約の委任状を提出したが、当該委任状の記載事項を変更したり取り下げたりすることは可能か。手続きはどのようにすればよいか。

（答）委任状の記載事項を変更したり取り下げたりすることはいつでも可能です。県医師会事務局に様式1（変更届）又は様式2（辞退届）を郵送又はFAXしてください。

〒780-0850 高知県高知市丸ノ内1-7-45 総合あんしんセンター4F
一般社団法人高知県医師会
FAX 088-824-5705

問10 新型コロナウイルスの検査を受けた患者への注意事項はあるか。

（答）新型コロナウイルスの検査を受けた方は、医師が新型コロナウイルス感染症の可能性があると判断した方ですので、別添の「新型コロナウイルスの検査を受けた方へ」を渡し、口頭でもご指導をお願いします。

問11 検査協力医療機関として新型コロナウイルス検査をしたところ、検査結果陽性であり、新型コロナウイルス感染症と診断した。診断後、どのように対応したらよいか。

（答）検査協力医療機関においては、以下のことを行なってください。

- 1 患者居住地の保健所に電話で一報する。保健所からの助言がある場合は、それにそって、2、3へお進みください。
- 2 患者に①新型コロナウイルスに感染していること、②保健所から電話連絡があることについて電話等で説明
- 3 患者居住地の保健所に、HER-SYSを用いてオンラインで発生届を提出（ファックス等による発生届の提出は不要です。）

※ 新型コロナウイルス感染症は指定感染症ですので、県や高知市において入院調整等を行います。検査協力医療機関が感染症指定医療機関等と調整を行う必要はありません。

問12 医学的に新型コロナウイルス感染症は疑われないものの、新型コロナウイルスの検査をして欲しいという受診者にはどのように対応したらよいか。

（答）医学的に新型コロナウイルス感染症が疑われない方については、行政検査の対象にはなりませんが、検査の希望があれば、社会通念上適正な価格を提示したうえで、自由診療により新型コロナウイルスの検査を行うことは認められます。

問13 検査協力医療機関になった場合、何か支援策があるか。

（答）県独自の支援として、特殊勤務手当を準備しています。詳細が決定しましたら、ご案内をいたします。

また、国においては、「令和2年度インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金」があります。検査協力医療機関には、別途ご案内をいたします。補助事業の概要は、厚生労働省のホームページをご覧ください。

発熱外来診療体制確保支援補助金交付について

URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/000672635.pdf>

発熱外来診療体制確保支援補助金に係る対応について



URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/000672666.pdf>

問 14 一般に、季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症を臨床所見のみから鑑別することは困難であることから、発熱等を呈する症例では、両者の検査を行うことも想定される。医療スタッフの感染リスクを下げるため、インフルエンザ迅速診断について「受診者に鼻をかんでもらった鼻汁（鼻かみ液）」を検体として用いることは可能か。

（答）お見込みのとおり。インフルエンザ迅速診断キットのなかには、受診者自身に鼻をかんでもらい、得られた鼻汁（鼻かみ液）を検体として用いることが可能なものが複数販売されています。この方法の場合、医療スタッフはサージカルマスクと手袋のみで対応可能です。一方、新型コロナウイルスのPCR検査等については、鼻かみ液を検体として用いることは推奨されていませんのでご注意ください。また、季節性インフルエンザ、新型コロナウイルスについては、受診者の自己採取が認められています。詳細は、「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病原体検査の指針第1版」をご覧ください。

URL:https://www.jamt.or.jp/news/asset/pdf/COVID19%E7%97%85%E5%8E%9F%E4%BD%93%E6%A4%9C%E6%9F%BB%E3%81%AE%E6%8C%87%E9%87%9D_200930v2.pdf

図 1 インフルエンザ迅速診断に用いる鼻かみ液採取のイメージ（※ 詳細はインフルエンザ迅速診断キットメーカー各社にお問い合わせください。）

<p>① 検体採取シートを用意</p> 	<p>20cm 四方くらいの高さで液体が浸潤しない材質のシート（例 ビニールのようなシート）を用意します。</p>
<p>② 鼻汁採取</p> 	<p>図のような適当な採取できるシートを用いて患者自身に鼻をかんでもらい「鼻汁」を採取します。</p>
<p>③ 検体採取</p> 	<p>シートを指で挟むように持ち、底に溜めた状態の鼻汁検体液中に拭い棒の綿球部分を浸し、数回回転させ綿球部分に十分吸着させます。</p>

SB バイオサイエンス株式会社のホームページ「Quick Vue ラピッド SP influ 検体採取方法」https://www.sbbio.co.jp/seihinjouhou/b03/b03_kentai.html から許可を得て転載